

建築基準法第43条第2項第1号による認定基準

認定基準

省令第10条の3(3項)	適用建築物	特定行政庁認定基準			
		交通上	安全上	防火上	衛生上
1、敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物であること。	建築基準法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡以内のもの。 ※法第43条第3項の条例(島根県建築基準法施行条例第6、8、9条)の適用を受ける建築物を除く。	・令第144条の4第1項第1号(とおり抜け又は転回広場)、第3号(砂利敷等)、第4号(縦断勾配)に規定する基準に適合。 ・空地の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公共機関が管理するものであること ⇔ 以外は個別審査とする。	同左	同左	・空地を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
・港湾道路 ・農道整備事業、土地改良事業等による道路 ・河川、海岸の管理用道路等					
2、敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること	建築基準法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡以内のもの。 ※法第43条第3項の条例(島根県建築基準法施行条例第6、8、9条)の適用を受ける建築物を除く。	・橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。 ・占用許可等が得られていること。	同左	支障なし	・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
・開渠水路、暗渠式水路 ・里道等	運用 ① 里道が道路と一体的に利用されているときは当該部分を道路区域と見なし、通常の確認申請で対応する。 ② 暗渠水路に接しているときは、当該部分を道路区域とみなし、通常の確認申請で対応する。				

建築基準法第43条第2項第1号による認定基準

認定基準

省令第10条の3(3項)	適用建築物	特定行政庁認定基準			
		交通上	安全上	防火上	衛生上
3、敷地が令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道 （幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接する建築物であること。	一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2(イ)項第2号に掲げる兼用住宅で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡以内のもの。 ※法第43条第3項の条例(島根県建築基準法施行条例第6、8、9条)の適用を受ける建築物を除く。	・令第144条の4第1項各号に規定する基準に適合すること。 ・将来にわたって道の維持管理、通行上の使用について管理者の承諾が得られていること。	同左	同左	・空地を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。 ・令第144条の4第1項第5号(排水施設)の基準に適合すること。